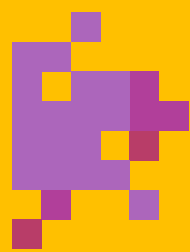




第4章

防災安全に関するページ

—安心・安全な学生生活のために—





1. 災害(地震・津波・台風・火災・火山噴火等)に備えて

私達の身の回りでは、自分ではコントロールできない人災や自然災害が毎日のように起きています。特に鹿児島では、毎年のように台風や風水害による大きな災害が繰り返されてきました。このような地震・台風・火災等から身を守るために、日ごろから安全対策を身につけておきましょう。

《地震》

- ・日ごろから部屋の整理・整頓につとめ、廊下、階段などの避難経路には物を置かないようにしましょう。
- ・書庫・ロッカーなどは、転倒、滑落する恐れがありますので、壁に固定しましょう。また、高い棚や書庫などの上には重いものを置かないようにしましょう。



⇒ 地震が起きたら

- ・直ちに、火災の原因となるガス栓、電源などを遮断しましょう。
- ・建物がゆがんでドアが開かなくなる恐れがあります。ドアを開けて出口を確保しましょう。
- ・火災や爆発などの恐れがない場合は、あわてて外に飛び出さないようにしましょう。
- ・地震時は、エレベーターの使用は危険です。もし使用していたら、速やかに最寄りの階で降りましょう。
- ・あわてず、騒がず、落ち着いて、安全な広場などに避難しましょう。



《津波》

地震に伴って津波の発生が予想される場合、通常はテレビの緊急放送や地域の防災放送等で住民に知らされます。しかし、地震の揺れなどによる無線機器の故障や停電等により、住民への避難指示が伝わらない可能性があります。このため、沿岸部では放送等がなくても、「揺れたら避難する」ことが第一です。

⇒ 沿岸部で地震に遭ったら、次のような場所に速やかに避難します。

- ・地域であらかじめ定められた津波避難場所
- ・周囲の高台
- ・建物の高層階(おおむね、4階建て以上の非木造建物)

⇒ 避難時の留意点

- ・やむを得ず自動車で避難する場合は、渋滞等でかえって時間がかかる可能性があることに留意しましょう。
- ・あらかじめ定められた津波避難場所であっても、想定以上の波高の津波がやってくる可能性があります。時間が許す限り、より高い場所へ移動することが望まれます。
- ・津波は第一波よりも、第二波、第三波のほうが波高が高くなる可能性があります。津波警報が解除されるまでは、沿岸部に戻ってはいけません。

東北地方では古くから、「津波てんでんこ」という言葉が伝えられてきました。これは、「津波がきたら、家族ばらばらになっても、一目散に高台に逃げろ」ということを言っています。



⇒ 万が一、通学途中に津波警報・注意報が発令された場合、「どこに、どのようにして避難するか」を確認しておきましょう。

《台風》

- ・自分が住んでいる地域の地形を確認し、浸水、崖崩れ、増水などによる災害の危険度を把握しておきましょう。
- ・テレビやラジオなどで台風の進路や気象情報を収集するとともに、避難場所、避難経路などを把握しておきましょう。
- ・停電に備えて、懐中電灯や携帯ラジオなどを身近に置いておきましょう。



⇒ 暴風雨の日は

- ・集中豪雨では、短時間で川や側溝から水があふれ出る場合があります。危険な場所には絶対に近寄らないようにしましょう。
- ・看板や樹木などが飛ばされて非常に危険です。危険を感じたときは、安全が確認できるまで、無理しないで家で待機しましょう。
- ・台風等の日は、短大からUniPa(ユニパ)の掲示板等で、休講等の情報を提供します。



《竜巻》

- ・急に厚い雲が広がり周囲が暗くなるなどの天候の変化に注意しましょう。

⇒ 竜巻が予想される場合

- ・近くの丈夫な建物の中心部に近い、窓のない部屋に避難しましょう。

《火災》

- ・引火・発火性のあるスプレーや危険物は、できるだけ火気から離れた場所に保管しましょう。
- ・可燃性のガスなどを扱うときは、実験器具やゴム管などからガス漏れが無い点検しましょう。
- ・電気配線は、コードやコンセントなど十分な容量のあるものを使用しましょう。複雑なタコ足配線は止めましょう。
- ・日ごろから室内や廊下の整理・整頓を心がけましょう。



⇒ 火災を発見したら

- ・火災を発見したら、周りの人に「火事だ！」と大声で知らせましょう。
- ・近くに火災報知器があったらボタンを押して知らせましょう。
- ・小規模な発火は、消火器などで初期消火を行います。絶対に無理をしてはいけません。危険を感じたら、直ちに避難しましょう。
- ・消火器は建物の廊下などに置いてあります。普段からどこに置いてあるか確かめておきましょう。

《火山の噴火》

- ・鹿児島県には、桜島や霧島山等市民生活に重大な影響を及ぼす噴火が発生あるいは、発生すると予想される火山があります。場合によっては、登山禁止や入山規制等の措置となる「噴火警戒レベル」が発表されることもあります。

⇒ 火山が噴火したら

- ・降灰時には傘の利用、マスク着用やタオル・ハンカチ等で鼻や口を覆い、すみやかに建物や車の中に避難しましょう。
- ・自転車やバイク通学の学生は、道路がスリッパしやすくなっているため、スピードの出しすぎに注意しましょう。



※ 災害等による休講等の判断に関するお知らせは、短大からUniPa（ユニパ）の掲示板等で情報を提供します。

参照 第1章1-4 非常時(台風等)の休講判断

- ⇒ 災害時には、公共交通機関の運休や遅延が発生することがありますので、その際は直ちにご家族や短大に連絡をしてください。
- ⇒ 災害時には、できるだけ早く消防署へ連絡をしましょう！！〔消防署119〕
- ⇒ 学内における地震や火災時等の際の避難経路を確認しておきましょう！！（参照：学生便覧）
- ⇒ 万が一、災害等(地震・台風・火災等)により、自宅や実家が被害に遭った場合は、速やかに学務課に届けてください。



2. 実験・実習や学外実習中の安全のために

実験・実習では、危険な化学薬品や実験器具、調理器具等を使っています。使い方を誤ると大変危険です。また、学外実習では、慣れない施設等での実習になります。指導教員等の指示や注意事項にしたがって、事故の無いようにしましょう。

以下は、実験・実習を行う際に必要な最小限の注意事項です。

- ・指導教員の注意・指示を守りましょう。
- ・実験・実習にふさわしい服装にしましょう。
- ・実験機器が正常に作動しているか、異常な熱を感じたり、焦げ臭い匂いがしていないかを確認しましょう。
- ・薬品の使用方法を確認し正しく使用しましょう。使用後は必ず元の位置に保管しましょう。
- ・火気を使用する場合は、現場を離れないようにしましょう。
- ・実験・実習で生じる廃液やごみ等の後始末を忘れないようにしましょう。
- ・実験室を退出するときは、ガス栓や電気器具等の確認・点検をしましょう。
- ・実験・実習室は常に清潔に保ちましょう。



⇒ 学外実習中の緊急時対応について

- ・実習先の緊急連絡先を確認しておきましょう。
- ・実習先の指示に従いましょう。
- ・万一、学外実習中に事故があった場合は、必ず短大へも連絡しましょう。
参照：－防災8－【10. 学生教育研究災害傷害保険について】





3. サークル活動や野外活動等に備えて

普段の授業から開放されて行う課外活動(サークル活動やボランティア活動等)では、ついつい気が緩みがちになり、不注意や判断ミスによる事故が起きやすくなります。事故防止には、十分な注意を払うとともに、安全確認を怠らないようにしましょう。

- ・課外活動、特に海や山でのサークル活動は指導者に相談し、無理のない活動計画を立てましょう。
- ・体育施設やスポーツ用具などは、事前の点検を十分に行いましょう。

⇒ 課外活動中のケガの応急処置

ケガや病気等を負った場合、救急の適切な措置が人命を救うこととなります。救急車が到着するまでの間、あわてず冷静に症状を判断し、必要な応急措置を施しましょう。



《切り傷やすり傷などの場合》

- ・傷口にきれいなガーゼか布などを当てて押さえ、止血します。傷口が汚れている場合は、止血する前に水で傷口を洗いましょう。
- ・出血がひどい場合は、傷口よりも心臓に近い動脈を圧迫します。手足の傷では脇の下や足の付け根などが止血点です。

《骨折・打撲の場合》

- ・骨折も打撲も患部を冷やして添え木などで固定します。無理に元に戻そうとしたり、マッサージなどをしないようにしましょう。
- ・添え木は患部全体を固定するようにします。添え木には、傘やダンボール、二つ折りのマンガ本なども利用できます。

《熱中症について》

近年、体育館や野外活動中での熱中症事故が増加傾向にあります。熱中症は、意外と身近なところで起きています。そのため、十分にその危険性や予防法を認識しておくことが必要です。暑いところで活動する場合は、十分な水分補給・塩分補給、適度な休憩を心がけましょう。

⇒ 熱中症の種類とその症状

熱失神：めまいや疲労から突然失神します。体温は正常であることが多く、発汗があり、蒼白で脈拍が弱くゆっくりとしています。熱中症の初期段階で、早めの対応が必要です。

熱けいれん：痛みを伴った筋肉のけいれんで、吐き気や腹痛を伴います。大量の発汗があるのに、塩分を含まない水分のみを補給したとき起こります。体温は正常であることが多く、大量の発汗があります。

熱疲労：特に蒸し暑いところで起きます。頭痛、めまい、吐き気、疲労感など、症状はさまざまで、体温は上昇しますが、皮フは冷たく大量の発汗がみられます。

熱射病：異常な体温の上昇とけいれん、興奮、昏睡など、意識障害が生じます。発汗はみられず、皮フは乾燥し熱くなります。手当てが遅れたら死亡することもあります。

《AED(自動体外式除細動器)について》

AEDは、突然の心停止の際に使用します。とっさの対応で初期手当が適切に行われることにより、最悪の事態を回避し、早期回復につなげることができます。

救命手当(救急蘇生法)が必要な事態に遭遇した場合は、一刻を争うことになります。ためらいなく実行できるように『AED』の設置場所と操作法を確認し、効果的な救命活動に活用してください。

⇒ 学内には、本館1階から2階へ上がる階段の横と体育館に「AED」が設置してありますので、設置場所を確認しておきましょう。





4. 災害時のボランティア活動に備えて

災害時のボランティア活動では、その時々によって被災地の状況や支援内容が変化しますので、事前の準備や注意が必要です。ボランティア活動に参加する場合は、自分の体力や技量を考え、自分にできることを無理なく行いましょう。

- ・被災地が広範囲に及ぶ場合は、被災の状況もさまざまです。ボランティアの受入れ体制や求められる役割が地域によって異なりますので、正確な情報を確認してからボランティア活動に取り組みましょう。
- ・ボランティア活動では、現地での宿泊や食事、往復の交通手段等は自ら確保するのが基本です。事故なくボランティア活動に取り組むためにも、十分な準備が必要です。また、必ず事前に学務課に届けてから活動に参加しましょう。

⇒グループでの活動を行いましょう。

- ・自分ひとりでの活動はできることが限られており、危険も伴います。しっかりしたコーディネーターや団体が企画する活動に参加しましょう。

⇒ボランティア保険に加入しましょう。

- ・自らの安全だけでなく、活動中に他人をケガさせてしまったり、物を壊してしまったりすることも考えられます。ボランティア活動の前に、最寄りの社会福祉協議会が運営するボランティアセンターで「ボランティア保険(天災タイプ)」に加入しましょう。

⇒ボランティア活動中に心がけたいこと

- ・「ボランティアをしてあげる」という気持ちよりも、活動を通じて学ぶという意識で参加しましょう。
- ・活動中に知り得た個人情報や、絶対に他言してはいけません。
- ・派遣先に疑問を感じたり、活動中に金銭トラブルやセクハラ等に遭った場合は、迷わず速やかに近くの関係者や大学、友人に相談しましょう。
- ・周囲との信頼関係を築き、積極的な行動を心掛けましょう。



5. 通学時や学外実習先への移動時等の交通安全

交通事故は、被害者側の悲しみだけでなく、加害者も苦しい思いをします。通学中の歩行や、自転車・バイクの運転の際は、“思いやり”と“ゆずり合い”を心がけましょう。

- ・通学時等に集団で歩道を歩くと一般市民に迷惑がかかります。歩道いっぱいには広がらないように心がけましょう。
- ・自転車・バイク(原付一種)の二人乗り、夜間の無灯火運転、また、携帯電話を使用しながらの運転、イヤホンで音楽などを聴きながらの運転は交通違反なので、止めましょう。
- ・自転車・バイクに乗る際は、ヘルメットを被りましょう。自分の命は自分で守りましょう。
- ・自転車・バイクの急な進路変更は事故の原因になりますので、止めましょう。
- ・車やバイクを無断で他人の駐車場に駐車しないようにしましょう。
- ・万一の交通事故に備えて、必ず任意保険に加入しましょう。
- ・事故を起こした場合は、人命救助が第一です。負傷者の保護と警察への連絡が運転者の責務であることを忘れないようにしましょう。



⇒人身事故(負傷者)を放置しないこと！！ 【救急車119】 【警察110】

- ・通学時や学外実習先への移動時等の事故については、原則として保険の対象となります。
参照: -防災8-【10. 学生教育研究災害傷害保険について】



6. 「闇バイト」や「悪徳商法」に注意！

「闇バイト」

昨今、青少年が目先の利益を手に入れるため、「闇バイト」に応募して、強盗・特殊詐欺等の犯罪に加担し逮捕されてしまう事案等が報道されています。

「簡単で高収入」など割の良いバイト話に騙されて応募した結果、犯罪に巻き込まれるケースがあり、強い警戒意識と注意が必要です。

- ・SNSで「高額報酬」「ホワイト案件」などと投稿
- ・大金がもらえるとウソをつかれ身分証などの個人情報を送る 等

学生のみなさんも、いわゆる「闇バイト」等により、アルバイト感覚で犯罪に加担してしまうことのないよう、アルバイト先等の選択にあたっては、慎重な判断と行動を心がけましょう。

「怪しい」「まずい」と思ったら⇒ 警察相談専用電話 #9110

「悪徳商法」

いろいろな制度を悪用した新手的悪徳商法が後を絶ちません。「身に覚えがないから」と自分から確認の電話をしたり、メールを返信したりすると相手に情報を与えることとなりますので、身に覚えのない場合は、絶対に電話やメールを返信しないで、県や市の相談窓口や周りの人に相談しましょう。

- ・悪徳業者は、口頭説明と契約書の内容が違います。簡単に契約書にサインをしないようにしましょう。
- ・あなたの曖昧な態度は相手につけ込まれます。
必要であれば、その場で勇気を出してはっきり断りましょう。
- ・脱毛エステ等の消費者トラブルが急増しています。
長期間の契約で支払総額が大きくなる場合があり、解約を申し出ると多額の違約金が発生する場合があります。せかされたり、強引に契約を迫られたりしても、その場で契約せずに保証人(父母等)等の身近な人に相談しましょう。

⇒万一、契約してしまい困っているときは、できるだけ早く相談しましょう！！



鹿児島市消費生活センター(099)808-7500

鹿児島県消費生活センター(099)224-0999

鹿児島県消費者ホットライン 188



7. ソーシャルメディア(LINE・X・TikTok・Instagram等)の利用について

LINE、X、TikTok、Instagram等といったソーシャルメディアは、コミュニケーションの主要なツールとして普及し身近な存在となりました。

ソーシャルメディアは、誰でも、いつでも、どこからでも、手軽に投稿することが可能となり、皆さんの可能性を大きく発展させる一方で、ソーシャルメディアへの不用意な投稿により、発信者だけではなく、他者も巻き込む事件や事故が生じています。

ソーシャルメディアを利用する際は、被害者や加害者にならないよう適切に利用しましょう。

・個人情報とは、個人を特定できる氏名や電話番号だけではなく、写真・動画・音声や行動(いつ、どこで、何をした)等も含まれます。実習先・インターンシップ先・就職内定先・アルバイト先等の情報も、たとえ企業名や園名を伏せていてもその内容からどこか情報が特定することが可能です。一度公開した情報は取り消しが難しいので、不適切な書き込みはやめてください。場合によっては、実習中止や内定取り消しだけでなく、法的に訴えられることもあります。

『鹿児島女子短期大学ソーシャルメディアポリシー』（参照：学生便覧）



8. ハラスメントへの対応

ハラスメントとは、相手が嫌がる言葉や言動のことで、大きく分けて次のようなものがあります。あなた自身がハラスメントに遭ったり、友だちがハラスメントを受けていることを見聞きしたときは、迷わず「なんでも学生相談室・保健室」の相談窓口に連絡しましょう。本学にはハラスメント防止委員会があります。

セクシュアル・ハラスメント：教職員や学生または関係者が、他の教職員や学生または関係者に

対して行う性的な性質の不適切な言動

アカデミック・ハラスメント：教職員が就業上の地位または権限を利用して、他の教職員または学生に対して行う研究や教育または就業上の不適切な言動

パワー・ハラスメント：教職員が就業上の地位や権限を利用して、他の教職員や学生に対して行う不適切な言動



その他、修学上の環境を害するような不適切な言動もハラスメントに含まれます。自分が嫌だと思ったときは、相手に対して「やめてください！」とはっきり意思表示しましょう。





9. 市民としてのマナー

大学での学生生活は、大学の教職員だけでなく、地域の市民にも支えられていることを忘れてはいけません。地域の一市民としてのマナーと責任ある行動が求められています。

- ・私生活で出るゴミの適切な処理を心がけましょう。
- ・夜遅くに友達同士で騒いだり、公共の場などで大声で話し込んだりすることは地域住民に迷惑をかけます。
- ・市民から交通違反や社会的マナーの乱れなどを指摘されないように、鹿児島女子短期大学の学生として相応しい服装や行動を心がけましょう。



10. 学生教育研究災害傷害保険について

正課中(講義、実験、実習(学内・学外))、学校行事中、学内移動中、サークル活動中、通学中等の事故については、原則として保険の対象となりますので、速やかに学務課へ届けてください。



11. 緊急時の連絡先

あなたの身の回りで事件や事故、不審者を目撃したり、あなた自身が遭遇したりときは、ただちに周囲の人に助けを求め、近くの友達や教職員、警察、消防署等へ連絡してください。

また、不審者情報についても、UniPa(ユニパ)の掲示板等で全学生へ周知しますので、届いた情報は必ず確認しましょう。

| 鹿児島女子短期大学 | 電話番号 |
|-------------|----------------|
| 代表番号 | (099) 254-9191 |
| 学務課 | (099) 254-9194 |
| 消防署(火災・救急車) | 119 |
| 警察署(事故・盗難等) | 110 |
| 海上保安庁(海難事故) | 118 |